

14-3

- 対象となるもの** 家庭から出る剪定枝木



-

2 m以内

詳しくは赤羽根環境センターにお問い合わせください。



出せないもの

- 木材や板など、加工してある木
 - 病虫害の付いた植物(松くい虫など)
 - 土や砂の混入が多いもの
 - 山林、田、畑、畜舎等から出たもの
 - 粗大ごみ
 - 作物(つるは搬入可)

(太さ15cm、長さ1.5m以内のものに限る)

粗大ごみ

(太さ15cm、長さ1.5m以内のものに限る)
※30cm四方以内のものはもやせるごみへ

処理手数料

- 自分で剪定して自分で搬入する場合
無料
- 剪定を業者に依頼する場合
有料(田原市の事業系一般廃棄物処理手数料が必要です。)
※法律上、業者しか搬入することができません。

搬入・お問い合わせ先

赤羽根環境センター 田原市赤羽根町西山1-68
TEL.45-3497 FAX.45-3840

